とまこまい医療介護連携センター　☎0144-37-0177

在宅医療を利用できる方（例）

医師による在宅医療

訪 問 診 療

計画的・定期的に、患者さんのご自宅などに医師が訪問し、診療を行います。

往　診

急変の際などに、不定期に、患者さんのご自宅などに医師が訪問し、診療を行います。

医師は、ご本人の状態に応じ、適切なサービスを受けられるよう、他の医療従事者等へ指示を行います。

在宅医療で受けられる主なサービス

医師が自宅などでの療養が必要だと判断した時に、以下のサービスを受けられます。

訪問診療	通院が困難な方のご自宅に**医師**が訪問し、診療を行います。
訪問歯科診療・訪問歯科衛生指導	通院が困難な方のご自宅に**歯科医師・歯科衛生士**が訪問し、歯の治療や入れ歯の調整等を通じて食事を噛んで飲み込めるよう支援を行います。
訪問看護＊	**看護師等**がご自宅に訪問し、安心感のある生活を営めるよう処置や療養中の世話等を行います。
訪問薬剤管理＊	通院が困難な方のご自宅に**薬剤師**が訪問し、薬の飲み方や飲み合わせ等の確認・管理・説明等を行います。
訪問リハビリテーション＊	通院が困難な方のご自宅に**理学療法士・作業療法士・言語聴覚士**が訪問し、運動機能や日常生活で必要な動作を行えるように、訓練や家屋の適切な改造の指導等を行います。
訪問栄養食事指導＊	**管理栄養士**がご自宅に訪問し、病状や食事の状況、栄養状態や生活の習慣に適した食事等の栄養管理の指導を行います。

＊　医師の指示のもとで実施

在宅医療をご存じですか？

我が家で最期を迎えたい…
大切な人と最期まで一緒にいたい…
最期は大切な人
みんなで見送りたい…

そんな希望を叶えられる
とまこまいを目指します

通院が難しくなったときや、退院後、自宅等※でも医療を受けられます。

在宅療養を行ううえで介護サービスを上手に活用することも大切です。詳しい内容については、ケアマネジャーや地域包括支援センターにご相談ください。

また、医療や介護を必要とする方
それを支える方々のサポートを行う
「とまこまい医療介護連携センター」
（TEL：37-0177）にも
お気軽にご相談ください。

病院
診療所

ケース1　通院が困難となり、通院から自宅等※での**在宅医療**へ

ケース2　病状が進むなどで入院し、退院後に自宅等※での**在宅医療**へ

在宅医療
～ 自宅等※で受ける医療 ～

※　例えば、年齢・疾患・病状によって、自宅のほか高齢者住宅等のお住まいで、医療を受けることも可能。

在宅医療では
医師の指示のもと
それぞれの専門知識をもつ医療職が連携し
あなたの自宅等※を訪問することで
専門的なサービスを受けられます。

発行：苫小牧市
とまこまい医療介護連携センター